

令和6年度 関ヶ原町一般会計予算における

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てるものとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の予定収入額 90,776 千円

(歳出)

社会保障施策に要する経費 648,057 千円

【社会保障施策に要する経費】

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	222,956	160,832	0	0	16,223	45,901
	高齢者福祉事業	478	0	0	0	125	353
	児童福祉事業	61,420	47,021	0	0	3,760	10,639
	母子福祉事業	854	0	0	0	223	631
	小 計	285,708	207,853	0	0	20,331	57,524
社会保険	国民健康保険事業	38,593	28,443	0	0	2,651	7,499
	介護保険事業	121,287	5,083	0	0	30,346	85,858
	後期高齢者医療事業	132,469	21,433	0	0	28,997	82,039
	小 計	292,349	54,959	0	0	61,994	175,396
保健衛生	福祉医療事業	70,000	26,638	11,000	0	8,451	23,911
	小 計	70,000	26,638	11,000	0	8,451	23,911
合 計		648,057	289,450	11,000	0	90,776	256,831

※各事業区分における一般財源額の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分し充当しています。